

社会福祉法人 聖テレジア会

鎌倉療育医療センター小さき花の園

虐待防止のための指針

1 目的

この指針は、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法および児童虐待防止法（以下「障害者虐待防止法等」という。）の趣旨を踏まえ、鎌倉療育医療センター小さき花の園（以下「当園」という。）のすべての事業において、利用児者の人権擁護および虐待防止に取り組むための指針として示すものとする。

2 施設における虐待防止に関する基本方針

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法等の理念に基づき、利用児者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

(1) 身体的虐待

利用児者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用児者の身体を拘束すること。

【具体的な例】

- ・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを加える。
- ・身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりする。

(2) 性的虐待

利用児者にわいせつな行為をすること、又は利用児者をしてわいせつな行為をさせること。

【具体的な例】

- ・性的な行為を強要する。
- ・本人の前でわいせつな言葉をいう。
- ・行為やトイレ等の場面のぞいたりする。

(3) 心理的虐待

利用児者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用児者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【具体的な例】

- ・利用児者を侮辱するような言葉を浴びせる。

・人格をおとしめるような扱いをする。

(4) 放棄・放置

利用児者を衰弱させるような（児童にあっては、心身の正常な発達を妨げるような）著しい減食又は長時間の放置、他の利用児者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待と同様の行為の放置その他の利用児者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

【具体的な例】

- ・食事、排泄、入浴や洗濯等の世話や介助をしない。
- ・室内の清掃をしない。ゴミを放置したままで生活させる。
- ・病気やけがをしても受診させない。

(5) 経済的虐待

利用児者の財産を不当に処分することその他利用児者から不当に財産上の利益を得ること。

【具体的な例】

- ・本人の同意なしに年金や預貯金を処分する。
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない。

3 利用児者虐待防止体制

(1) 虐待防止責任者の配置

診療部長を虐待防止責任者とし、虐待の未然防止に率先して取り組む。併せて利用児者の人権を擁護する高い意識を持ち、風通しの良い開かれた施設運営のために職員とともに取り組む。

(2) 虐待防止マネージャーの配置

当園の各事業に虐待防止マネージャーを配置する。

虐待防止マネージャーには、各事業の現場における虐待防止のリーダーとしてサービス管理責任者、児童発達管理責任者をあてる。

虐待防止マネージャーは、職員一人ひとりに対して、虐待防止という意識付けを図るため、研修等を行い虐待防止に取り組む。

(3) 虐待防止委員会の設置

当園の利用児者の人権を擁護し、各事業における虐待防止を図るため、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の委員は、委員長、虐待防止責任者、虐待防止マネージャーおよび各部の所属長により構成し、委員長が必要と認めた時は、委員以外の者を出席させることができる。

(4) 虐待防止委員会の役割

委員会は月に1回開催し、次の業務を行う。

- ① 虐待の未然防止および身体拘束の適正化のため、研修委員会と日程調整を行い

職員研修を実施する。

- ② 医療事故防止委員会より、事故等の問題が虐待等につながるような場合は当委員会において、虐待事案発生時の検証および再発防止等の検討を実施する。
- ③ その他、法令および制度の変更に伴い、規定等の見直しを行う。
- ④ 委員会は虐待防止および身体拘束等の適正化のための事前措置として、職員の意識向上や知識を深め、委員会での検討結果を職員に周知し、虐待や不必要な身体拘束のない施設環境づくりを目指す。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及および啓発するとともに、本指針に基づき虐待防止を徹底する。
- (2) 具体的には次のプログラムにより実施する。
 - ① 障害者虐待防止法等の基本的考え方の理解
 - ② 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ③ 早期発見・確認と報告の手順
 - ④ 発生した場合の改善策
- (3) 実施は年1回以上行う。

5 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を保障する。

6 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員等が他の職員等による利用児者への虐待を発見した場合、速やかに虐待防止委員に報告する。
- (2) 虐待防止委員は職員等から相談または報告があった場合は、速やかに委員会において相談または報告をした職員等が不当に侵害されないよう細心の周囲を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講ずる。処分を受けた職員等については、虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講をさせるなど再発防止のための対応を徹底して行う。

- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に報告、相談する。
- (5) 委員会において事実確認の内容、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、当該事実がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要および再発防止策を併せて市町村に報告する。
- (7) 必要に応じ、関係機関等に対して説明し、報告する。

7 利用児者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用児者および家族等が自由に閲覧できるように、施設ホームページに公表する。

附則

この指針は令和5年1月1日より施行する。